

三原市教育委員会告示第 9 号

三原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年三原市規則第 232 号）の規定により、三原市立図書館指定管理者の候補者選定に係る公募手続を開始するため、次のとおり告示する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

三原市教育委員会

1 指定を行わせる公の施設の名称及び位置

三原市立中央図書館	三原市城町一丁目 3 番 1 号
三原市立本郷図書館	三原市本郷南六丁目 2 5 番 1 号
三原市立久井図書館	三原市久井町和草 1 8 8 3 番地 6
三原市立大和図書館	三原市大和町下徳良 1 1 1 番地

2 指定管理者の指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

3 指定管理者の要件

申請できる団体等は、次に掲げる要件いずれにも該当する団体等であること。

- （１）法人その他の団体又は複数の法人その他の団体で構成されるグループであること。
- （２）指定期間中、安全かつ円滑に管理運営業務を遂行できる能力を有していること。
- （３）地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合は、その取消しの日から 2 年以上が経過していること。
- （４）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により市における一般競

争入札の参加を制限されていないこと。

- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 三原市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）と不適切な関係を有する者ではないこと。
- (7) 広島県暴力団排除条例第 10 条又は第 11 条の規定に違反する者ではないこと。
- (8) 国税、県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (9) 市の議会の議員、市長、副市長、教育長及び行政委員会の委員が役員である法人その他の団体でないこと。
- (10) その他法令等に違反していないこと。

4 指定管理者が行う公の施設の管理の基準

- (1) 三原市立図書館は、図書館法に定める図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、リクリエーション等に資することを目的とする公の施設であるとともに、市民の課題解決や地域課題等の解決に役立つ資料や情報を提供し、生涯学習の知の拠点として地域形成に資する役割を担う施設として管理運営を行うこと。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮させ、効果的・効率的な管理運営により市民サービスの向上を図るとともに、管理運営費の削減に努めること。

5 指定管理者が行う公の施設の業務の範囲

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 管理運営に関する業務
- (3) 利用に関する料金の徴収に関する業務
- (4) 設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (5) 利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 指定管理に付随する業務

(7) その他施設の管理運営に関して、市長が必要と認める業務

6 応募の期限

令和6年9月24日（火）17時まで

申請提出先 三原市教育委員会生涯学習課